

広野保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人広野保育園
所 在 地	津山市田熊 2169
電 話 番 号	0868-29-0036
代表者氏名	理事長 佐々木 良治

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	広野保育園
施 設 の 所 在 地	津山市田熊 2169
連 絡 先	電話番号 0868-29-0036 FAX 0868-29-2353
管 理 者	園長 佐々木 博
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 (2号認定) 50人 満1歳以上満3歳未満の児童 (3号認定) 30人 満1歳未満の児童 (3号認定) 10人
開 設 年 月 日	昭和52年 3月 31日
事 業 所 番 号	

3 目的・運営方針

(目的)

当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、施設の人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用乳幼児」という。）に対し、適切な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営方針)

- (1) 当園は、児童福祉法の理念に基づき保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための保育環境が等しく確保されることを目指すものとする。

- (2) 当園は、保育の提供に当たっては、当園に入園する乳児及び幼児の意思及び人格を尊重して、常に利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (4) 当園は、利用乳幼児の属する家庭と地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 当園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を 設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員への研修等を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	3122.52 m ²
	屋外遊技物	1775.92 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家造
	延べ面積	593.38 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	赤組（満2歳児クラス）、桃組（満3歳児クラス）、 緑組（満4歳児クラス）、青組（満5歳児クラス） について各1室
沐浴室	1 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	
事務室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	12	12		
看護師	1	1		
管理栄養士	1	1		
栄養士	2	2		
調理員	0		0	
保育補助	2		2	
その他	1	1		事務職

当園では、岡山県が「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 10 月 5 日岡山県条例第 47 号。以下「条例」という。）」において定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※但し、保育補助非常勤職員 2 名については、午前中のみ保育補助を行う。また、その都度流動的に配置が変更になる場合もある。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
その他	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、お盆（8月13日から8月15日）・年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する特定教育・保育の内容

当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第47号、以下「最低基準条例」という。）津山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年津山市条例第25号）、その他関係法令等を遵守し、当園保育方針に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 「意欲」と「思いやり」を育む保育

生活を基盤とした保育を柱とし、子どもの内にある豊かな可能性を伸ばし、心身共に健康で、自分で考えて行動できる子どもに育て、広く深く大きな愛で、自主性、意欲、思いやりの基礎を育む。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

3 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
4 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
5 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等，体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用者負担その他の費用等

- (1) 当園利用乳幼児の保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うものとする。
- (2) 当園は、津山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 4 項の規定により、(別表 1) に掲げる実費を徴収するものとする。
- (3) 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として(別表 2) に掲げる費用を徴収するものとする。
- (4) 前第 (1) (2) (3) 項以外、保護者の情報交換の場として、当園父母の会加入とその会費が別途必要となる。

(別表 1) お支払方法については、別途お知らせします。

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
給食費 (3 歳以上児)	主食費 完全給食のため	1 月 1,000 円
	副食費 //	1 月 4,500 円
絵本代	希望者のみ	1 月 450 円程度
交通費	遠足等バス代他	実費

10 利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

当園は、津山市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。

- (1) 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用乳幼児の保護者とその内容を確認するものとする。
- (2) 当園の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - 1 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号及び第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - 2 利用乳幼児の保護者から本園の利用に係る取消しの申出があったとき。
 - 3 津山市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - 4 その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	布上内科医院
医 院 長 名	布上 明和
所 在 地	津山市河辺 1155-6
電 話 番 号	0868-26-1405

※当病院では小児科（乳幼児）の診察の受け付けはしていません。

(2) 歯科

医療機関の名称	山本歯科
医 院 長 名	山本 泰三
所 在 地	津山市高野山西 437-6
電 話 番 号	0868-26-6055

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、広野保育園危機管理規程に従うとともに、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・受付担当者 河内 美智子 ・ご利用児間 8:30~17:00 ・電話番号 0868-29-0036 - F A X 0868-29-2353 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	芦田 起宜	評議員	0868-35-0883
第三者委員	久常 勝實	評議員	0868-29-1566
	忠政 智典	監事	0868-29-1569
	岡澤 光徳	監事	0868-29-1439
	稲垣 比都美	外部	0868-26-1357

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月1回以上実施します。

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類	障害保険・賠償責任保険
保険の内容	保育園の管理下における事故等
保険金額	傷害保険：入院3千円，通院2千円，死亡・後遺症2千万円 賠償責任保険：最大1事故につき5億円，1人につき1億円

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

17 重要事項説明書に変更があった場合の対応

初年度については全保護者へ配布するものとし、次年度よりは新規利用乳幼児の保護者のみの配布とする。

内容に変更があった場合はその都度ホームページ等でお知らせします。

平成27年4月1日より実施する。

令和元年6月25日改訂実施

令和元年10月1日改訂実施

令和2年4月1日改訂実施

令和3年4月1日改定実施

(別表 2)

短時間・標準時間認定者にかかる延長保育事業について

保育短時間認定者

	時間	利用者負担延長保育料
1 1 時間開所時間	①7:00～8:30	①200 円 最大 3,000 円
	8:30～16:30	
	②16:30～18:00	①200 円 最大 3,000 円
延長保育時間	③18:00～19:00	①200 円 最大 3,000 円

標準時間認定者

	時間	延長保育料
1 1 時間開所時間	7:00～18:00	
延長保育時間	18:00～19:00	①200 円 最大 3,000 円

*短時間・標準時間認定者については、津山市より送付された支給認定証に書かれています。

*斜線の時間内での保育に関しては、延長料金はかかりません。

*最大 3,000 円となっていますので、3,000 円を超えた延長料金を集金することはありません。

*保育短時間認定者は、①②③の延長時間を利用するとそれぞれ 200 円ずつかかります。

*延長料金の集金袋は翌月の始めに配布します。